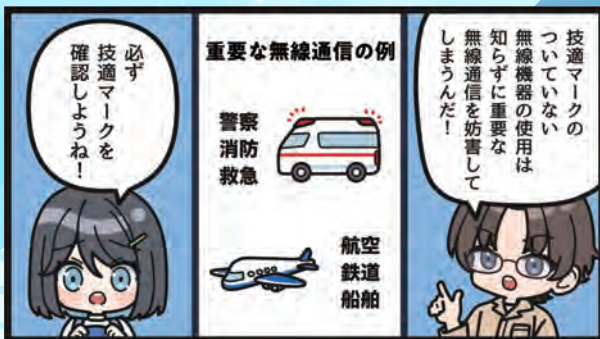


その無線機器、大丈夫？



電波に関する困りごと、ご相談は下記までお問い合わせください。

| | |
|--|---|
| 北海道総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/ 管轄区域/北海道 | 不法無線局、混信・妨害 (011)737-0099 受信障害(テレビ・ラジオ) (011)737-0033 電波利用料 (011)709-6000 その他行政相談 (011)709-3550 |
| 東北総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/ 管轄区域/青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 | 不法無線局、混信・妨害 (022)221-0641 受信障害(テレビ・ラジオ) (022)221-0698 電波利用料 (022)221-0616 その他行政相談 (022)221-0610 |
| 関東総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ 管轄区域/茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨 | 不法無線局、混信・妨害 (03)6238-1939 (短波混信・妨害) (046)888-2182 受信障害(テレビ・ラジオ) (03)6238-1945 電波利用料 (03)6238-1932 その他行政相談 (03)6238-1940 |
| 信越総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/ 管轄区域/新潟、長野 | 不法無線局、混信・妨害 (026)234-9976 受信障害(テレビ・ラジオ) (026)234-9991 電波利用料 (026)234-9998 その他行政相談 (026)234-9961 |
| 北陸総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/ 管轄区域/富山、石川、福井 | 不法無線局、混信・妨害 (076)233-4447 受信障害(テレビ・ラジオ) (076)233-4491 電波利用料 (076)233-4414 その他行政相談 (076)233-4405 |
| 東海総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/ 管轄区域/岐阜、静岡、愛知、三重 | 不法無線局、混信・妨害 (052)971-9107 受信障害(テレビ・ラジオ) (052)971-9648 電波利用料 (052)971-9142 その他行政相談 (052)971-9104 |
| 近畿総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/ 管轄区域/滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 | 不法無線局、混信・妨害 (06)6942-8535 受信障害(テレビ・ラジオ) (06)6942-8567 電波利用料 (06)6942-8544 その他行政相談 (06)6942-8502 |
| 中国総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/ 管轄区域/鳥取、島根、岡山、広島、山口 | 不法無線局、混信・妨害 (082)222-3332 受信障害(テレビ・ラジオ) (082)222-3383 電波利用料 (082)222-3308 その他行政相談 (082)222-3314 |
| 四国総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/ 管轄区域/徳島、香川、愛媛、高知 | 不法無線局、混信・妨害 (089)936-5051 受信障害(テレビ・ラジオ) (089)936-5030 電波利用料 (089)936-5006 その他行政相談 (089)936-5020 |
| 九州総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ 管轄区域/福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 | 不法無線局、混信・妨害 (096)312-8253 受信障害(テレビ・ラジオ) (096)326-7873 電波利用料 (096)326-7843 その他行政相談 (096)326-7819 |
| 沖縄総合通信事務所 https://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/ 管轄区域/沖縄 | 不法無線局、混信・妨害 (098)865-2308 受信障害(テレビ・ラジオ) (098)865-2307 電波利用料 (098)865-2303 その他行政相談 (098)865-2390 |

良好な電波環境を守るため、無線局の免許人の皆様には一定の金額を「電波利用料」としてご負担いただいております。

詳しくは、総務省 電波利用ポータルへ

電波利用 検索

そのコイヤレス機器、電波トラブル起こしてるかも!?



電波の3つのルール

- 01 無線機器を使用の際は「技術マーク」の確認を。
- 02 外国規格の無線機器にはご注意ください。
- 03 電波の利用には、原則、免許が必要です。

電波は、警察や消防・救急、テレビ・ラジオ、スマートフォン・携帯電話など、社会のライフラインに使われています。私たちの暮らしの安心・安全のために電波はルールを守って正しく使いましょう！

詳しくは、総務省 電波利用ポータルへ [電波利用 検索](#)

 **総務省**
<https://www.tele.soumu.go.jp/>



電波の不正利用は、電波法違反、犯罪です!

電波は、周波数帯ごとに用途が割り当てられ、いつ誰がどのくらいの強さで使えるのかが決められています。電波の不正利用で混信が発生したら命の危険につながることも。「バレなきゃ平気」は通用しません。もし電波法に違反するとこんな罰則があります!

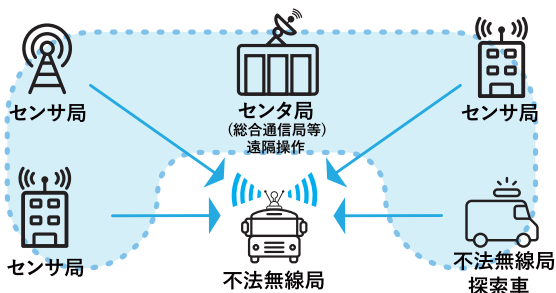
電波法違反の罰則

CASE 01 不法無線局※を開設、または運用した場合 **1年以下の拘禁刑** または**100万円以下の罰金**

CASE 02 不法電波で重要な無線通信を妨害した場合 **5年以下の拘禁刑** または**250万円以下の罰金**

※「不法市民ラジオ」、「不法アマチュア無線」など。ほとんどが車載、携帯型で移動中に使用されています。

不法電波を取り締まる DEURAS デューラスシステム



不法な電波などを取り締まるため総務省が電波監視システム「DEURAS (デューラス)」を整備・活用しています。全国に設置されたセンサ局や不法無線局探索車で、不法電波の発射源を探し出します。

無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を

国内で使用できる無線機器のほとんどに付いているのが、「技適マーク(技術基準適合証明等のマーク)」です。技適マークのないものは「免許を受けられない/違法になる」おそれがあります。機器を購入・使用する際には、十分ご注意ください。詳しくは、最寄りの総合通信局等へお問い合わせください。

技適マークってどこに付いているの?



多くの場合、無線機器の見やすい場所に表示されているか、ディスプレイに表示されているよ! 無線機器を買う時、使う時はちゃんとチェックしてね!

※ 技適マークが表示されている場合でも、免許申請等の手続きが必要な無線機器も存在します。必要となる手続きをご確認の上、無線機器を購入してください。

無線機器を購入する前にご確認ください

トランシーバーやドローンなど、一部の無線機器には混信や電波トラブルを引き起こすおそれがあります。日本国内で安心して使用するためには、必ず総務省が定める技術基準に適合しているかどうかを確認しましょう。もし技適マークがない機器を使用した場合、電波法違反となる可能性があります。

購入・使用前にチェック!

01 技術基準適合証明等を受けた機器の検索



※訪日観光客等が持ち込むWi-Fi端末等は入国の日から90日以内に限って一定条件を満たせば利用可能です。
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/>

02 「無線設備試買テスト」の公表内容



電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。免許記録を無線設備の設置(常置)場所に備え付け、従事中は無線従事者免許証を携帯してください。また、無線局の再免許(更新)手続きも忘れずに行ってください。

注意

- ⚡ アマチュア無線は仕事に使えません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って正しく運用しましょう。
- ⚡ 無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

電波を利用するときは、必ずルールを守りましょう!!

